

## 我孫子市産後ケア事業について

### 1. 我孫子市が取り組む産後ケア事業の内容について

- 1) 対象者：産後ケア事業の対象者は、産後 2 か月未満の産婦及び乳児であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。
- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
  - (2) 家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられないこと。
  - (3) 産後に心身の不調又は育児不安等があること。
  - (4) 病院等への医療管理入院を要しないこと。

### 2) 具体的なサービス：

| 事業の種類                             | 内容                               | 実施方法            | 利用基準      |
|-----------------------------------|----------------------------------|-----------------|-----------|
| 産後ショートステイ                         | 母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導、心身のケア、育児サポート等 | 母子を医療機関等に宿泊させ実施 | 原則 7 日以内  |
| 産後デイケア<br>(日帰り)                   |                                  | 母子を医療機関等に通所させ実施 | 原則 7 日以内  |
| H12.(280322)<br>ママヘルプサービス<br>2h以内 | 家事支援、乳児ケア、育児サポート、相談等             | 訪問介護員等を自宅に派遣し実施 | 原則 28 日以内 |

### ※実施施設の選考方法

#### 【産後ショートステイ・産後デイケア】

近隣において産後ケア事業を実施している医療機関等で、母子保健医療対策等総合支援事業の実施について（平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「産後ケア事業運営要綱」による事業運営が確保できる医療機関等とする。

#### 【ママヘルプサービス】

社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護福祉士又は介護保険法施行令第三条第一項各号に掲げる研修課程を修了した訪問介護員を使用する事業者で、市主催のママヘルプサービス事業の研修を受けた訪問介護員を派遣する。

3) 自己負担額

| 事業の種類            |    | 市民税課税世帯    | 市民税非課税世帯  |
|------------------|----|------------|-----------|
| 産後ショートステイ 12月2日～ |    | 3,000 円/日  | 1,000 円/日 |
| 産後デイケア           | 個別 | 1,900 円/日  | 600 円/日   |
|                  | 集団 | 9:30～13:00 | 700 円/日   |
|                  |    | 9:30～15:00 | 1,200 円/日 |
| ママヘルプサービス        |    | 500 円/時間   | 無料        |

※生活保護世帯等は無料。

2. 産後ケア事業を開始するにあたっての市民の要求、当局での議論について

1) 市民の要求

平成 26 年 4 月に、市内で産後ケア事業を実施している助産院院長、千葉県助産師会会長と市議会議員が来所され、助産院が独自で実施している産後ケア事業の利用状況や市の助成があれば利用しやすい等の利用者の声が寄せられた。更に、県内市町村の産後ケア事業の実施状況報告及び我孫子市での事業開始への要望があった。

2) 当局での議論

本市の取り組みとして「誰もが生涯をとおして、健康で自立した生活を安心しておくれるまちづくり」の実現に向け、保健師、看護師、社会福祉士等の専門職を含む 8 名に、庁内の部や課を超えた「健康寿命延伸に熱意を持つ」公募の若手職員 6 名を加えた総勢 14 名で構成した『健康寿命延伸プロジェクトチーム』が平成 24 年度に発足しました。

その後、平成 25 年に『定住化検討プロジェクトチーム』、平成 26 年に『少子化対策プロジェクトチーム』と庁内の部や課を超えた若手職員によるプロジェクトチームに展開されていく中で、庁内各課への提案事業がありました。

産後ケア事業は、平成 26 年の『少子化対策プロジェクトチーム』から事業提案があり、平成 27 年度に事業化しました。

### 3. 産後ケア事業の実績と利用者の声について

#### 1) 平成 27 年度利用実績

| 事業の種類     |    | 利用者数                    | 延べ利用<br>日数・時間数 |
|-----------|----|-------------------------|----------------|
| 産後ショートステイ |    | 23人                     | 140日           |
| 産後デイケア    | 個別 | 13人                     | 38日            |
|           | 集団 | 7人 <small>9-15時</small> | 24日            |
| ママヘルプサービス |    | 37人                     | 697時間          |

#### 2) 利用者の声

平成 27 年度の利用実績としては、産後ショートステイ 23 人、産後デイケア 20 人、ママヘルプサービス 37 人で、利用された方からは、『初めての育児で戸惑うことが多く、不安であったが、産後ショートステイを利用し、安心して過ごすことができた。』や『不安はその場ですぐ聞いて、助産師の対応が良く安心できた。』などの意見も聞かれ、産後の育児不安の軽減につながっています。

### 4. 予算と財源の確保について

#### 歳入

| 科目                  | 平成 27 年度<br>(決算額) | 平成 28 年度<br>(予算額) |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| 妊娠・出産包括支援事業 (国庫補助金) | 2,540,000 円       | 3,466,000 円       |
| ママヘルプサービス利用料        | 337,500 円         | 504,000 円         |

~~2,877~~

#### 歳出

| 科目  |                   | 平成 27 年度<br>(決算額) | 平成 28 年度<br>(予算額) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 委託料 | 合計                | 5,404,500 円       | 7,435,400 円       |
|     | 産後ショートステイ・産後デイケア分 | 2,965,000 円       | 3,907,400 円       |
|     | ママヘルプサービス分        | 2,439,500 円       | 3,528,000 円       |

（自己負担額）  
3,528,000 円

※その他として、消耗品費、通信運搬費を支出。

母子保健衛生費国庫補助金 (妊娠・出産包括支援事業) : 補助率 1 / 2

## 我孫子市産後ケア事業規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする産後の母子に対し、心身のケア、育児のサポート等を行う産後ケア事業の実施に関し、必要な事項を定める。

### (事業の委託)

第2条 市長は、産後ケア事業について、医療法人、社会福祉法人その他の事業者で、当該事業を適切に実施することができるものと認められるもの(以下「医療機関等」という。)に対し、その実施を委託することができる。

### (対象者)

第3条 産後ケア事業の対象者は、産後2か月未満の産婦及び乳児であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられないこと。
- (3) 産後に心身の不調又は育児不安等があること。
- (4) 病院等への医療管理入院を要しないこと。

### (事業の種類、内容及び実施方法)

第4条 産後ケア事業の種類、内容及び実施方法は、別表第1のとおりとする。

### (事業の利用時間及び利用基準)

第5条 産後ケア事業の利用時間及び利用基準は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

### (自己負担額)

第6条 産後ケア事業の利用に係る費用(別表第3において「利用料」という。)の一部は、利用者が負担するものとし、当該負担額(以下「自己負担額」という。)は、別表第3のとおりとする。ただし、利用者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己負担額を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者

(3) その他市長が必要と認める世帯

2 産後ショートステイ及び産後デイケアに係る自己負担額は、利用した医療機関等に直接支払うものとする。

3 ママヘルプサービスに係る自己負担額は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）に定める納入通知書により、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

（申請及び承認）

第7条 産後ケア事業を利用しようとする者は、我孫子市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、承認の可否を決定し、我孫子市産後ケア事業利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を受けた者は、承認された内容を変更しようとするときは、我孫子市産後ケア事業利用変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、承認の可否を決定し、我孫子市産後ケア事業利用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第8条 市長は、産後ケア事業の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第3項の承認を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者から中止の申出があったとき。

（台帳の整備）

第9条 市長は、産後ケア事業を適切に実施するため、利用者ごとに支援台帳を作成しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(我孫子市ママヘルプサービス事業規則の廃止)

2 我孫子市ママヘルプサービス事業規則(平成12年規則第55号)は、廃止する。

(我孫子市ママヘルプサービス事業規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の我孫子市ママヘルプサービス事業規則第5条第1項の規定によりされた申請及び同条第2項の規定によりされた決定に係るママヘルプサービス事業については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月23日規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 事業の種類     | 内容                               | 実施方法            |
|-----------|----------------------------------|-----------------|
| 産後ショートステイ | 母体ケア、乳児ケア、育児に関する指導、心身のケア、育児サポート等 | 母子を医療機関等に宿泊させ実施 |
| 産後デイケア    |                                  | 母子を医療機関等に通所させ実施 |
| ママヘルプサービス | 家事支援、乳児ケア、育児サポート、相談等             | 訪問介護員等を自宅に派遣し実施 |

別表第2（第5条関係）

| 事業の種類     | 利用時間                                  | 利用基準                                      |
|-----------|---------------------------------------|---|
| 産後ショートステイ | 医療機関等の開設時間                            | 原則として7日以内                                 |
| 産後デイケア    | 医療機関等の開設時間                            | 原則として7日以内                                 |
| ママヘルプサービス | 午前7時から午後7時まで。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。 | 原則として28日以内。ただし、1日1回とし、1回につき1時間以上2時間以内とする。 |

## 別添 2

### 産後ケア事業運営要綱

#### 1. 事業目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

#### 2. 対象者

家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)の事由に該当する者（以下「利用者」という。）とする。対象者の選定に当たっては、退院直後の褥婦は、心身の回復期にあり孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。

- (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- (2) (1)の他、特に支援が必要と認められる者

#### 3. 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の(1)の①、②又は③の実施方法により、原則として(2)の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。

##### (1) 実施方法

##### ① 宿泊型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。

利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

##### ② デイサービス型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

##### ③ アウトリーチ型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

##### (2) 内容

- ① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）
- ② 褥婦に対する療養上の世話
- ③ 産婦及び乳児に対する保健指導
- ④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

#### 4. 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて(1)から(3)までの担当者を配置すること。また、宿泊型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 心理に関しての知識を有する者



(3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

## 5. 実施場所

### (1) 宿泊型

利用者が宿泊する施設は、原則として次のアからオまでの設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

ア 利用者の居室

イ カウンセリング室

ウ 乳児保育室

エ 体操等を行う多目的室

オ アからエまでの他、事業の実施に必要な設備

### (2) デイサービス型

個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

### (3) アウトリーチ型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

## 6. 医療機関との連携体制の整備

- (1) 事業の円滑な実施を図るため、都道府県医師会及び郡市医師会等の協力を得て、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
- (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

## 7. 利用料

本事業の実施に当たっては、利用者から利用料を徴収すること。

ただし、利用者の所得に十分配慮すること。

## 8. 留意事項

- (1) より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- (2) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (3) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (4) 個人情報の保護に十分留意すること。
- (5) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (6) (1)から(5)までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

【改正後全文】

厚生労働省発雇児0530第3号  
平成26年5月30日  
一部改正 厚生労働省発雇児1205第2号  
平成26年12月5日  
厚生労働省発雇児0217第1号  
平成27年2月17日  
厚生労働省発雇児0417第2号  
平成27年4月17日  
厚生労働省発雇児0202第1号  
平成28年2月2日  
厚生労働省発雇児0516第2号  
平成28年5月16日

都道府県知事  
各 保健所設置市市長 殿  
特別区区长

厚生労働事務次官  
(公印省略)

#### 母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区长を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、母子保健衛生費等の国庫負担（補助）について（平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号厚生労働事務次官通知）は、廃止する。

別 紙

母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。
- (1) 都道府県が行う子どもの心の診療ネットワーク事業
  - (2) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う生涯を通じた女性の健康支援事業
  - (3) 都道府県等が行う不妊に悩む方への特定治療支援事業
  - (4) 都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出するものとする。
- ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 3のうち市町村が行う(4)を除く事業
    - ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を

交付額とする。

(2) 3のうち市町村が行う(4)の事業

ア (4)の事業のうち産前・産後サポート事業及び産後ケア事業を実施する場合は、別表の第3欄1～2に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(4)の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第3欄3に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が6万円に満たない場合は、交付の決定を行わない。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、

又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。以下同じ）は、別紙様式第2-3による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめるうえ毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (2) 都道府県がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事は、別紙様式第2-1による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- (3) 保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合

保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第2-2による申請書を毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

(交付決定の通知)

9 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第2-4により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として50日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(概算払)

- 11 厚生労働大臣は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第3-3による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

- (2) (1)以外で都道府県が補助金の交付を受けた場合

都道府県知事は、別紙様式第3-1による報告書を翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

- (3) 保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合

保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第3-2による報告書を翌年度6月末日まで(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出しなければならない。

(国庫補助金の額の確定の通知)

- 13 都道府県知事は、3の(4)の事業について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第3-4により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により、4、7、8及び12に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。



別表

| 1 区分         | 2 種目             | 3 基準額  | 4 対象経費  | 5 負担率<br>又は<br>補助率 |
|--------------|------------------|--|---|--------------------|
| 母子保健衛生費国庫補助金 | 子どもの心の診療ネットワーク事業 | 1 都道府県あたり16,100,000円<br>※事業期間が1年に満たない場合は、16,100,000円×事業月数/12とする。   | 子どもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | 2分の1               |
|              | 生涯を通じた女性の健康支援事業  | 次により算出された額の合計額<br>1 健康教育事業<br>45,800円×実施月数<br><br>2 女性健康支援センター事業<br>(相談担当者に対する研修を含む。)<br>160,500円×実施月数<br>ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置する場合は<br>68,700円×実施月数を加算、<br>着信短縮ダイヤル(#ダイヤル)を設置する場合は<br>16,000円×実施月数を加算。<br><br>3 不妊専門相談センター事業<br>(相談担当者に対する研修を含む。)<br>474,500円×実施月数<br>ただし、不育症に悩む者に対する相談対応等を行う場合は<br>60,600円×実施月数を加算。<br><br>4 HTLV-1母子感染対策事業<br>1 都道府県あたり1,489,000円 | 生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費               | 2分の1               |
|              | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | 次により算出された額の合計額<br>1 助成費<br>特定不妊治療<br>(1)150,000円×実施件数<br>(2)75,000円×実施件数<br>(3)300,000円×実施件数(初回の治療に限る)<br>(4)150,000円×実施件数(特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を実施した場合)<br>※(2)については、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添6(以下「別   | 不妊に悩む方への特定治療支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、〔消耗品費、印刷製本費〕、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費 | 2分の1               |

|             |   |   |      |
|-------------|---|---|------|
|             | <p>添6」という。)のC及びFの治療内容に限る。<br/> ※(3)については、別添6のC及びFの治療内容を除く。<br/> ※(4)については、別添6のCの治療内容を除く。</p> <p>2 事務費<br/> (1) 定額分<br/> 3,000,000円<br/> (2) 登録管理<br/> 530円×登録組数<br/> (3) 医療機関旅費<br/> 6,940円×か所数</p>   |   |      |
| 妊娠・出産包括支援事業 | <p>○市町村事業</p> <p>1 産前・産後サポート事業<br/> 11,216,100円<br/> ※事業期間が1年に満たない場合は、<br/> 11,216,100円×実施月数/12とする。</p> <p>2 産後ケア事業<br/> 24,562,200円<br/> ※事業期間が1年に満たない場合は、<br/> 24,562,200円×実施月数/12とする。</p> <p>3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業</p> <p>※本事業のみの実施も可能とする。<br/> ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕<br/> 3,240,000円<br/> ・産後ケア事業の実施場所の修繕<br/> 7,560,000円</p> <p>○都道府県事業<br/> ・妊娠・出産包括支援推進事業<br/> 1,380,700円</p> | <p>妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、補助及び交付金</p> | 2分の1 |